長崎県知的障がい児者施設協議会規約

（名　称）

第１条　本会は、長崎県知的障がい児者施設協議会（以下「本会」という）と称する。

（事務所の所在地）

第２条　本会の事務所は、長崎市茂里町３番２４号、長崎県社会福祉協議会事務局内に置く。

（事務の委託）

第３条　本会の事務は、事務委託契約により長崎県社会福祉協議会に委託する。

２　本会の事務処理については、別に定めるもののほか、長崎県社会福祉協議会に準ずるものとする。

（目　的）

第４条　本会は、県下知的障害児者施設の充実、向上と円滑な運営を期するため、相互の連携を図り効果的な活動を推進することを目的とする。

（事　業）

第５条　本会は次の事業を行う。

(1)　施設運営及び管理に関する調査研究

(2)　施設相互の連絡調整に関すること。

(3)　施設従事者の研鑽（入所者の処遇の改善並びに従事者の資質の向上に関すること。）

(4)　関係機関との連携、協調に関すること。

(5)　その他、本会の目的達成に必要な事業

（会　員）

第６条　本会は長崎県内における知的障害児者施設をもって会員とする。

（役　員）

第７条　本会に次の役員をおく。

(1) 会　長　　１名

(2) 副会長　　３名

(3) 理　事　　若干名

(4) 監　事　　２名

（役員の選任）

第８条　役員は施設長会において互選する。

（役員の職務）

第９条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはあらかじめ会長が指名した副会長が順次その職務を代行する。

３　理事は本会の業務を企画、審議する。

４　監事は本会の会計事務を監査する。

（役員の任期）

第 10 条　役員の任期は、２年とする。ただし再任を妨げない。

２　補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　任期満了後においても、後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

（会　議）

第 11 条　会議は役員会及び施設長会とする。

２　会議は会長が招集し、議長となる。

３　会議は定員の２分の１以上の出席がなければこれを開くことができない。

４　会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

（役員会）

第 12 条　役員会において審議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 業務執行に関する事項

(2) 施設代表者会に附議すべき事項

(3) その他必要な事項

（施設長会）

第 13 条　施設長会は年１回以上開催する。

ただし、会長が必要と認める場合臨時に招集することができる。

２　施設長会に附議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業計画・事業報告及び予算・決算の審議に関する事項

(2) 規約の改廃に関する事項

(3) 役員の選任

(4) その他必要な事項

（経　費）

第 14 条　本会の運営に要する経費は次の各号に掲げるものをもってあてる。

(1) 会　　費　（団体会費）

(2) 寄 付 金

(3) 補 助 金

(4) その他の収入

（会計年度）

第 15 条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終る。

（その他）

第 16 条　この規約のほか、本会運営に関し、必要な事項は会長が別にこれを定める。

（附　則）

１．本規約は昭和５５年４月１日から施行する。

２．平成２１年5月２８日一部改正、同年４月１日施行。